

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律	法令番号	昭和48年法律第105号	
手続名	特定動物飼養者に対する措置命令	根拠条項	法第32条	
処分基準	<p>根拠条例</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律</p> <p>第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
	対応区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>② 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>保健福祉事務所</p>	<p>交付機関</p> <p>保健福祉事務所</p>